(素案)

のへじまち

統合小学校新 築 溝 想

令和5年 月

野 辺 地 町 教 育 委 員 会野辺地町統合小学校新築事業検討委員会

*

目次

1 はじめに

- 1-1 基本構想策定の背景
- 1-2 基本構想の趣旨と位置付け
- 1-3 統合小学校新築事業の対象となる建物

2 既存校舎等の現状と新校舎等建設の必要性

- 2-1 各学校の現状
- 2-2 児童数及び学級数の推移
- 2-3 新校舎等建設の必要性

3 基本構想

- 3-1 建設予定地
- 3-2 建物配置計画
- 3-3 建物構造計画
- 3-4 コンセプト・基本方針
- 3-5 施設規模の条件
- 3-6 必要書室の条件
- 3-7 想定事業費
- 3-8 建設スケジュール

1 はじめに

1-1 基本構想策定の背景

野辺地町教育委員会(以下「町」という。)では、令和3年6月に『野辺地町立小学校統廃合基本計画』を策定し、野辺地小学校、若葉小学校、馬門小学校の3小学校のうち、令和5年4月に若葉小学校と馬門小学校を統合し、野辺地小学校と若葉小学校の2校体制に移行しました。これは、将来的な小学校1校への統合を見据えつつ、複式学級の早期解消を図るための先行的な統合でした。

一方で、将来的な 1 校への統合については、統合した場合の学級数に対し既存の野辺地小学校又は若葉小学校の校舎では教室不足が生じることや躯体・設備全般において老朽化が著しいことなどから、新校舎等を建設し完成と同時に行うべきと考え、令和 7 年度の統合を目標に当初は計画をしておりました。

しかしながら、建設に係る国庫補助金(公立学校施設整備費負担金事業)の認定に向けた事務調査の中で、町が最適と考える野辺地小学校敷地内(詳細は 3-1 に記載)に建設する場合において、十分な額の補助金を受けるためには、既存校舎等に対し別途必要な調査(耐力度調査)を実施し、その結果を得ることが必要と判明したため、一旦立ち止まって計画を練り直し、改めて新校舎等の供用開始時期、すなわち 1 校への統合の時期を設定することとしました。

統合計画を練り直す過程において、令和4年度に耐力度調査の予備調査を、令和5年4月には予備調査の精度を上げるための追加調査を実施したところ、国が定める耐力度の基準を下回り国庫補助金の認定の見込みが立ったことから、『統合小学校新築事業基本構想(以下「基本構想」という。)』を統合小学校新築事業の土台として策定することといたしました。

1-2 基本構想の趣旨と位置付け

基本構想は、図1のとおり、既存校舎等の現況や新校舎建設の必要性を示すとと もに、基本設計・実施設計の検討に必要な事項を定めています。

特に「3 基本構想」に示す内容は、各施設の建設・整備にあたり町及び野辺地町統合小学校新築事業検討委員会が掲げる大枠の理想像であり、本構想の内容をベースに基本設計・実施設計で形作っていく流れとなっています。

一方、野辺地小学校と若葉小学校の統合に係る詳細については、野辺地町立小学校統廃合基本計画(令和 6 年 3 月改訂予定)に示すこととします。

図1 基本方針から工事発注・着工までのイメージ

▶ Step1 野辺地町統合小学校新築事業基本構想(本構想)

- 〇既存校舎等の現況把握、新校舎等建設への考え方(=「骨格」となるもの) を示します。
- ●事業の対象となる建物に係る下記の事項などについて検討します

※建設場所は? ※建物の配置は? ※建物の構造は?

※もとめられる学校の姿とは?

※必要な設備は?

※概算事業費は? ※想定スケジュールは?

▶ Step2 基本設計

- ○具体的な教室配置・寸法を検討し、設計図の基本となるものを作ります。
- ○外観の形や外部デザインも決めます。
- ●個別の建物ごとに行います。
 - ※教室の大きさは? ※構造は? ※工事費は?
 - ※内外装のデザインは? ※各種法令等への適合は? ※設計図作成

▶ Step3 実施設計

- ○詳細な部分まで設計図を作成し、工事に必要な費用を算出します。
- ●個別の建物ごとに行います。
 - ※詳細設計図の作成

※工事費の確定 ※建築確認申請等

※開発行為の許可申請

工事発注・着工

1-3 統合小学校新築事業の対象となる建物

野辺地小学校と若葉小学校の統合に合わせて建設する新校舎及びそれに付属する施設並びにそれらと一体的に整備することが望ましい施設の整備を「統合小学校新築事業(以下「本事業」という。)」と称して、計画的に進めていきます。

下に示す4施設が本事業の対象となります。

- (1)校舎(通級指導教室*、外構を含む)
- (2)屋内運動場
 - (3)屋外運動場
- (4)放課後児童健全育成事業(いわゆる放課後児童クラブ)の施設

これらの施設に他の公共施設の機能を集約・複合化することについても検討しますが、

- ①集約・複合化により敷地狭あいや不便さ、動線の複雑化等を生じさせないこと
- ②老朽化が著しい既存校舎の状態に鑑み、3-8 に示すスケジュールに遅れを生じさせないこと
- ③町の財政状況に鑑み、3-7に示す想定事業費を超えないこと
- の3条件により判断します。

※通級指導教室

一部特別な特別な指導を必要とする子どもが障害に応じた指導を受ける教室です。普段は自らが在籍する学校で授業を受けますが、通級による指導を受ける時間帯だけ、通級指導教室が設置されている学校へと移動して学習します。

野辺地町が含まれる北部上北地域の小学校では、若葉小学校のみに設置されており、町内の学校のほか横浜町や六ヶ所村からも通う児童がおります。

2

既存校舎等の現状と新校舎等建設の必要性

2-1 既存校舎等の現状分析

(1)野辺地小学校

表 | 既存の野辺地小学校校舎等の概要

| 項目 | 概要 |
|------|---|
| 建設年度 | 校舎:昭和 45 年度~昭和 47 年度 講堂:昭和 51 年度 |
| 構造 | 校舎:鉄筋コンクリート造 (機械室は補強コンクリートブロック造のものも あり) 講堂:鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| 改修 歴 | 昭和 45 年度 防衛庁 2 級防音工事 平成 4 年度 大規模改修工事 平成 27 年度 耐震補強工事 平成 3 I 年度 防災機能強化(梁落下防止) 令和 2 年度 冷房設備整備(クーラー設置) |

①外壁·躯体

- ・供用開始から 50 年が経過し、外壁仕上材にはクラック(ひび割れ)が入っている箇所も多く、一部では仕上材の下にあるコンクリートも剥離し、鉄筋が見える箇所もある。
- ・平成 27~28 年度にかけて耐震補強工事を実施し、一定程度の耐震性は確保されているが、躯体そのものの経年劣化が著しい状態である。

②床・壁その他内装

- ・普通教室は、平成 20 年代から集中的に P タイル床から樹脂素材の塗床に改修しているが、それ以外の教室や廊下等は P タイル床であり、一部欠けている箇所・数多く剥がれている箇所もある。
- ・廊下等の壁の仕上材は冬に結露しやすいため不衛生になりやすく、塗装が剥がれている箇所もある。また、クラックが入っている箇所もある。

③設備・バリアフリー

- ・令和元年度にトイレ洋式化工事を実施し、原則として男女各トイレの個室の うち、最低 1 室の便器洋式化を行ったが、限られたスペースでの改修工事で あったため個室ブースを拡張することができず、手狭な状態となっている。 また、和式便器の数は洋式便器よりも圧倒的に多く、時代にあったものとはい えない。
- ・令和 2~3 年度にかけて普通教室や管理諸室にルームエアコンを設置した。

・建設した時代背景からもわかるように、バリアフリーに配慮した建物ではないため、後年度において必要となるたびに改修工事を実施して設備を整備してきた。

4その他

- ・屋外運動場が校舎よりも高い土地にあり、屋外で活動する児童に対し教職員 の目が行き届きにくい。
- ・駐車スペースの確保が難しく、平常時でも教職員の自家用車でほぼ満車状態 になり、行事等では保護者に対し、乗合いや徒歩での来校をお願いしている。

(2)若葉小学校

表 2 既存の若葉小学校校舎等の概要

| 項目 | 概要 |
|------|---|
| 建設年度 | 校舎:昭和 45 年度~昭和 56 年度 講堂:昭和 49 年度 |
| 構造 | 校舎:鉄筋コンクリート造 (機械室は補強コンクリートブロック造のものも あり) 講堂:鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| 改修 歴 | 昭和 45 年度 防衛庁 2 級防音工事 平成 7 年度 大規模改修工事 平成 27 年度 耐震補強工事 平成 3 I 年度 防災機能強化(梁落下防止) 令和 2 年度 冷房設備整備(クーラー設置) |

①外壁・躯体

- ・供用開始から 50 年が経過し、外壁仕上材にはクラックが入っている箇所も多く、浸透による雨漏りが多く発生している。
- ・氷結した雪庇の落下により、窓ガラス及び窓枠の破損が多く発生してる。
- ・平成 27~28 年度にかけて耐震補強工事を実施し、一定程度の耐震性は確保されているが、躯体そのものの経年劣化が著しい状態である。

②床・壁その他内装

- ・普通教室は、平成 20 年代から集中的に P タイル床から樹脂素材の塗床に改修しているが、それ以外の教室や廊下等は P タイル床であり、一部欠けている 箇所・数多く剥がれている箇所もある。
- ・躯体からの浸透による雨漏りの影響で、天井材及び壁面材の腐食が発生している。

③設備・バリアフリー

・令和元年度にトイレ洋式化工事を実施し、原則として男女各トイレの個室の

うち、最低 1 室の便器洋式化を行ったが、限られたスペースでの改修工事であ ったため個室ブースを拡張することができず、手狭な状態となっている。また、 和式便器の数は洋式便器よりも圧倒的に多く、時代にあったものとはいえな 110

- ・令和 2~3 年度にかけて普通教室や管理諸室にルームエアコンを設置した。
- ・建設した時代背景からもわかるように、バリアフリーに配慮した建物ではな いため、後年度において必要となるたびに改修工事を実施して設備を整備し てきた。

4その他

・校舎の北側、東側、西側については砂利敷となっており、特に体育館北側に ついては整地を行ってもすぐに路面がへこみ、水たまりが発生する状況とな っている。

2-2 児童数及び学級数の推移

(1)児童数及び学級数の推移

図 2 には、令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年度分の児童数の推移を示し ています。

令和 7 年度からは町全体で 300 人台、令和 11 年度以降は 200 人台まで減 少するなど急激な減少傾向となっています。令和 13 年度の予測値は、令和 4 年 度(実績値)との比較で 50.1%となり、その後も減少していくものと考えられま す。



児童数の推移(予測) 図 2

- ※令和4年度は5月1日現在の実績値。令和5年度以降は、令和4年度の在籍児童と令和4年4月7日付 けの新入学児童生徒数に関する調の回答をもとに作成。
- ※馬門小学校の児童数は、令和5年度以降、統合のため若葉小学校に含んでいる。

学級数については、国において 1 学級あたりの児童数について基準を定めていますが、青森県は個に応じたきめ細かな学習指導や生活指導を行う観点から独自にこの基準を定めており、町はこの県の基準に基づいて学級数を算定しています。これら基準を学級編制基準といい、国・県の基準はそれぞれ表3のとおりとなっています。

県の学級編制基準を用いて、図 2 の各年度の児童の合計数から通常学級の数を 算定したものが表 4 になります。※

国においては、法律において適正な規模を「通常学級 12 学級以上 18 学級以下」と定めており、これはすなわち平均すると各学年において 2 学級または 3 学級ある状態といえます。

町においては、表 3 に示すとおり、令和 10 年度までは適正な規模を維持できるものと見込んでおりますが、それ以降は小規模校(11 学級以下)となることが予測されます。さらに、学年によって特別支援学級に在籍することとなる児童も一定数いるため、実際には表で示す学級数よりも少なくなる場合もあります。

| 児童数 | 国基準 (35人/学級) | 県基準 (33人/学級) | 備考 |
|-----------|-----------------|------------------------|----------|
| 1人~ 33人 | I VIII. | | |
| 34人~ 35人 | | \ | 非常勤講師を配置 |
| 36人~ 66人 | | 2 | |
| 67人~ 70人 | 2 | 3 | |
| 71人~ 99人 | 3 | | |
| 100人~105人 | | 4 | |

表3 国・県の学級編制基準

[※]令和4年度時点において、国基準は及び県基準は段階的に学年を引き上げていくこととしており、表のとおり適用されるのは令和7年度からとなります。

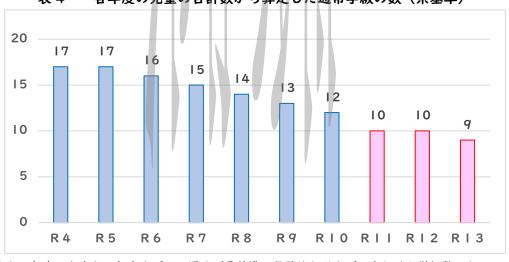


表 4 各年度の児童の合計数から算定した通常学級の数(県基準)

※令和4年度から令和6年度までは、国及び県基準の段階的な引上げに合わせた学級数となっています。 ※各学校の学級数の合計にはなりません。

2-3 新校舎等建設の必要性

(1)既存校舎等の老朽化

2-1 に示すとおり、野辺地小学校及び若葉小学校は躯体や設備の老朽化が著しいだけでなく、全体的に時代の変化に対応できていない状況です。

令和 5 年 4 月に実施した耐力度予備調査の追加調査では、教室や廊下の天井ボードを剥がし躯体のひび割れ等状況の確認を行ったところ、平成2 | 年度に実施した耐震診断業務では発見されなかったひび割れが新たに見つかるなど、構造上の問題が懸念されます。

(2)野辺地小学校と若葉小学校の統合を仮定した場合に生じる教室不足

野辺地小学校と若葉小学校の統合について、仮に既存の両校の校舎のどちらかを継続的に使用するものとした場合に必要となる教室数について考えます。

必要な教室数については、通常学級の数に特別支援学級の数及び通級指導教室の設置に必要な教室数を足し合わせたものとして考えます。

通常学級の数は、2-2 の表 4 の値、特別支援学級の数は知的障害、自閉症・情緒 障害の 2 学級を想定し、通級指導教室の設置に必要な教室数を最低 4 教室と仮 定します。すると、各年度において必要となる教室数は表 5 のとおりとなります。

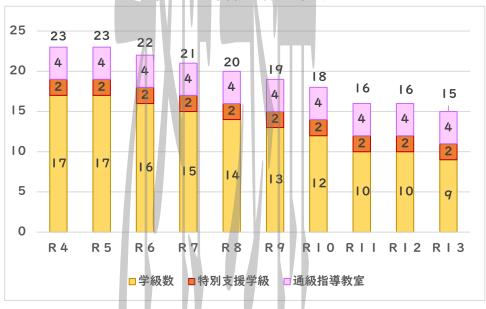


表 5 必要教室数の予測

次に、野辺地小学校と若葉小学校の既存校舎における確保可能な教室数について考えます。

表 6 及び表 7 のうち、A は現在使用している教室のほか、現在他用途で使用している教室でも設備等が整っており、不便なく使用できる教室を指します。また、B はエアコン等の設備の設置や、タイル剥離がひどく床の改修などが必要であり、それら課題を解決することで使用可能となる教室を指します。

表 6 野辺地小学校の既存校舎における確保可能な教室数

| Α | В | |
|--------------|-------------|--|
| 設備等の問題がなく、 | A及び改修等により使用 | |
| 使用できる見込みの教室数 | 可能となる教室の数 | |
| I 5 | 18 | |

表 7 若葉小学校の既存校舎における確保可能な教室数

| Α , | В |
|--------------|-------------|
| 設備等の問題がなく、 | A及び改修等により使用 |
| 使用できる見込みの教室数 | 可能となる教室の数 |
| 10 | I 3 |

この結果からわかるとおり、野辺地小学校の校舎を継続的に使用することとすれば、令和 10 年度まで統合を待つ必要があります。ただ、その場合であっても、老朽化が進んだ校舎を継続的に使用することには変わらず、普通教室を整備するための改修工事に多額の費用をかけなければなりません。

一方、若葉小学校は、改修工事を実施したとしても普通教室は不足する状況に あり、若葉小学校の校舎を継続的に使用することは難しいと言わざるを得ませ ん。

(3)新校舎等の必要性

(1)、(2)の内容からわかるように、既存の両校の校舎等を継続して使用することは、児童の学校生活における安全面、学習環境の快適性や衛生環境等のほか、 教職員の職場環境を考慮しても厳しいものであり、両校の統合と同時に新校舎 を建設することは必要なことと考えられます。

3 基 本 構 想

3-1 建設予定地

※町としては野辺地小学校グラウンド及び実習地等(下図のとおり)を最適な建設地として考えております。しかし、検討委員会の中でさまざまな観点から他の土地も含めて再評価し、財政状況や概算事業費含めて検討した結果、他に学校建設に最適な場所があると判断した場合には、建設予定地としてふさわしいと判断した場所を記載します。

3-2 建物配置計画

%3-1及び3-5の検討内容を踏まえ、1-3で示した各施設を どのように配置するかを記載します。

3-3 建物構造計画

※各種法令および専門的知見に基づき、設計において必要となる構造の基準を定めるとともに、木造、鉄筋コンクリートなど、基本的な構造についてどのようなものを求めるか記載します。

3-4 コンセプト・基本方針

※統合小学校のコンセプトを定め、基本設計において最も重視する べき複数の基本方針を記載します。

3-5 施設規模の条件

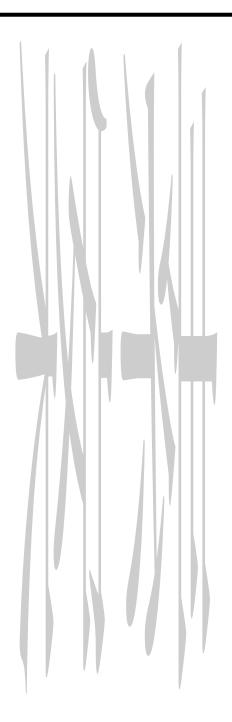
※建物の階数や面積について、3-6の条件等も踏まえながら、最 適となる規模を記載します。

3-6 必要書室の条件

※統合小学校において、どのような教室及びその他の空間が必要と なるか検討し、記載します。

3-7 想定事業費

 $\frac{2}{3}$ 3-1 \sim 3-6 の諸条件をもとに、概算の事業費を算定し、記載します。



3-8 建設スケジュール

